

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年7月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400070号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月31日

請求期間に賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求期間に係る賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、B社は、請求期間当時の資料がないため、請求者の請求期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額は不明である旨回答及び陳述している。

また、請求者が請求期間当時の住所地であったとするC市は、保存期間経過のため請求期間に係る課税資料は提供できない旨回答している上、請求者が請求期間当時、賞与の振込先であったとするD銀行は、10年超のデータは保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

さらに、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる賞与明細書、源泉徴収票等の資料はないと回答しており、ほかに、請求者の請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。